
ひとり親家庭への 各種支援一覧

すべての
～ ひとり親家庭の皆様へ ～



平成30年4月現在
郡山市

支援名	制度名	内 容	問合せ先
経済的支援	児童手当	◆中学校修了前までの児童（※15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）が育てられている家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当です。	郡山市こども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
	こども医療費の助成	◆18歳未満（※高校在学中の児童は、18歳に達した最初の3月31日まで）の児童の保健診療の一部負担金（一部負担金のうち、加入している保険から高額療養費及び家族療養費付（附）加金の支給がある場合は、その支給額を差し引いた金額）を助成します。（入院時の食事代を含む）	郡山市こども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
	児童扶養手当	◆父又は母と生計を同じくしていない児童（※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで<心身に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳未満>の間にある者）が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。	郡山市こども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
	ひとり親家庭医療費の助成制度	◆18歳未満（※高校在学中の児童は、18歳に達した最初の3月31日まで）の児童及びその児童を養育している配偶者のいない父又は母（養育者は除く。）に対し、医療費の一部を助成する制度です。	郡山市こども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコこども館2階)
	母子父子寡婦福祉資金貸付	◆母子・父子・寡婦世帯を対象とした子どもの修学に要する費用等、各種資金（※12種類）に関する貸付制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館5階)
	特別児童扶養手当	◆身体又は精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は父母にかわって児童を養育しているか方に支給する手当です。 ※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	障害児福祉手当	◆20歳未満で、身体又は精神の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給する手当です。 ※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	特別児童介護手当	◆年齢3歳以上20歳未満の障がいをもつ児童を養育している親権者・後見人に一定額を支給する手当です。 (要件等の支給制限があります。)	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業	◆第一子が児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）を利用した際の利用者負担額を軽減します。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	難聴児補聴器購入費等の助成	◆18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成します。 ※購入前の申請に限ります。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	生活保護制度	◆生活に困窮した世帯に対し、世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費と世帯全体の収入を比較し、足りない部分を生活保護費として支給される制度です。	郡山市生活支援課 保護係 Tel024-924-2611 (郡山市役所本庁舎1階)
	生活福祉資金	◆低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的に、その世帯に生業費、医療費などを低利で貸し付けする制度です。	郡山市社会福祉協議会 Tel024-932-5311 (郡山市朝日1-29-9)
	保育料軽減	◆母子・父子家庭（市民税所得割額77,101円未満の世帯）の保育料を軽減します。 ◆婚姻歴のない母子・父子家庭に係る保育料について、寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして計算した市民税所得割額により算定します。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	幼稚園・保育所等保育料無料化・軽減等事業	◆第1子（市民税所得割額133,000円未満世帯）が幼稚園、保育所等を利用した際の保育料を軽減します。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
多子世帯保育料軽減補助金	◆18歳未満の兄弟がいる3歳未満の児童が認可外保育施設に入所している場合、保育料の一部を補助します。	郡山市こども育成課 保育事業支援係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)	

支援名	制度名	内 容	問合せ先
経済的支援	私立幼稚園就園奨励費補助金	◆私立幼稚園を利用する園児に係る入園料・保育料の一部を補助する制度で、市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯については優遇措置があります。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel.024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	就学援助制度	◆経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度です。	郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel.024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
	特別支援教育就学奨励費	◆障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当)についても補助対象に拡充しています。 ※特別支援学級等に在籍し、就学援助制度が対象となる場合は、対象となりません。	・特別支援学校在籍の場合 通学先の学校 ・特別支援学級等に在籍の場合 郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel.024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
	郡山市(篤志)奨学資金給与事業	◆経済的理由により修学困難と認められる生徒の進学に対する機会均等を図るため、応募対象者を高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程に限る)へ進学する中学3年生とし、応募選考を経て採用された者に在学する学校の正規の修学期間中、奨学金を給与する事業です。	郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel.024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
	高等学校等就学支援金	◆高校等の授業料の支援として「高等学校等就学支援金」を支給する制度です。(※市町村民税所得割額304,200円未満の世帯)詳細については、進学先の高校にお尋ねください。県内の私立高校、専修学校高等課程、高専等にも同様の制度がありますので、進学先の高校等にお尋ねください。	進学先の高校等
高校生等奨学給付金	◆授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯(※市町村民税所得割が非課税)に奨学のための給付金が給付される制度です。なお、平成26年度以降に高校等(※公立・私立高校、専修学校高等課程、高専等)に入学した生徒のいる世帯が対象となり、毎年度申請が必要です。	進学先の高校等	
就労支援	高等職業訓練促進給付金	◆ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士等の対象資格取得のため養育機関で修業する場合に、生活の安定を図るための費用を支給する制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel.024-924-3341 (ニコニコこども館5階)
	自立支援教育訓練給付金	◆ひとり親家庭の父母が、適職に就くために必要な技能や資格を取得するための教育訓練講座の受講にあたり、本人が支払った費用の6割相当額(※上限20万円)を支給する制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel.024-924-3341 (ニコニコこども館5階)
	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	◆ひとり親家庭の親及び子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel.024-924-3341 (ニコニコこども館5階)
	福祉事務所との連携による就労支援	◆福祉事務所とハローワークの職員が連携し、生活困窮者等に対する職業相談や職業紹介等の就労支援を一体的に行います。	郡山市役所 ハローワークコーナー Tel.024-921-8611 (郡山市役所本庁舎1階)
	職業相談・職業紹介	◆職業相談・職業紹介、職業訓練等、雇用全般に関する相談支援を行います。	ハローワーク郡山 Tel.024-942-8609 (郡山市方八町二丁目1-26)
	子育て中の方に対する職業相談・職業紹介	◆主に子育てをしながら就労を希望する方向けのハローワークです。	ハローワーク郡山 マザーズコーナー Tel.024-927-4626 (郡山市島二丁目402)
生活全般支援	生活困窮者自立支援制度	◆暮らしや仕事でお困りの方の自立に向けた支援を行います。(※相談支援、住居確保給付金の支給、就労支援、家計相談支援、子どもの学習支援等)	郡山市保健福祉総務課 自立支援係 Tel.024-924-3822 (郡山市役所本庁舎1階)
	郡山市多機関の協働による包括的支援体制構築事業「福祉まるごと相談窓口」	◆ダブルケア(子育てと介護)などの複合的な課題の解決を支援するため、市内3か所に相談窓口を開設し相談に対応しています。	郡山市保健福祉総務課 自立支援係 Tel.024-924-3822 (郡山市役所本庁舎1階)

支援名	制度名	内 容	問合せ先
生活支援	公営住宅の優先入居 (市営住宅・県営住宅)	◆母子家庭(20歳未満の子どもと母)又は父子家庭(20歳未満の子どもと父)に対して、公営住宅の優先入居制度があります。市営住宅は母子家庭が対象となり、県営住宅は母子・父子家庭が対象となります。なお、入居申込には、収入が基準以下であること、住宅に困っていることなどの条件があり、申込多数の場合には、抽選となります。	【市営住宅】 郡山市住宅課住宅管理係 Tel024-924-2631 (郡山市役所本庁舎3階) 【県営住宅】 県中地区県営住宅管理室 Tel024-935-1518 (郡山市麓山一丁目1番1号)
	母子生活支援施設	◆18歳未満の子どもがいる母子家庭が入所する施設で、自立を促進するための生活支援や子育て支援を行います。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館5階)
	ファミリーサポートセンター	◆子どもの面倒を見てあげたい会員と子どもの面倒をてもらいたい会員からなる相互援助組織で、保育施設の保育時間開始前や終了後の保育、保育施設までの送迎、放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり等の事業を行っています。	郡山市こども支援課 子育て支援係 Tel024-924-2581 (ニコニコこども館1階)
	放課後児童クラブ	◆放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活の場を確保し運動や遊びを通して生活習慣等を学びます。なお、母子・父子家庭については、優先利用に配慮した入会決定を行っています。	郡山市こども未来課 青少年・放課後児童育成係 Tel024-924-3801 (郡山市役所西庁舎3階)
	認可保育施設	◆日中、保護者が就労等により子どもを保育できないときに利用できます。対象者は就学前の乳幼児です。なお、母子・父子家庭については、優先利用に配慮した利用調整を行っています。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	児童発達支援 ※未就学児のみ	◆日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	医療型児童発達支援 ※肢体不自由を持つ未就学児のみ	◆日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の児童発達支援及び治療を提供します。 ※利用にあたっては福島県総合療育センターの意見書が必要です。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	放課後等デイサービス ※就学児のみ	◆放課後又は休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
	保育所等訪問支援	◆訪問支援員が、児童が集団生活をする施設等(学校を含む)を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 ※児童本人に対する支援・訪問先施設スタッフ等に対する支援	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎1階)
法的支援	法律相談	◆弁護士が、相続、離婚、借地・借家、金銭貸借、職場問題等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	登記相談	◆司法書士が、相続、不動産登記、抵当権設定、成年後見等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	公証人相談会	◆公証人が、遺言書、離婚協議書、任意後見契約等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	土地家屋調査士相談	◆土地家屋調査士が、土地の境界・分筆登記・地目変更登記、建物の新築・増築・取壊登記等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	多重債務 ・生活再建相談	◆多重債務や生活再建等について相談に応じます。	郡山市市民安全課 消費生活センター Tel024-921-0333 (郡山市役所西庁舎3階)
	弁護士相談	◆福島県弁護士会の弁護士による有料法律相談です。 (※相談料は30分5,400円です。)	福島県弁護士会 Tel024-534-2334 (福島市山下町4-24)
	法的トラブル解決の案内所	◆経済的に余裕がない場合、無料法律相談ができます。また、弁護士費用や司法書士費用等を立て替える制度があります。	法テラス サポートダイヤル Tel0570-078374

支援名	制度名	内 容	問合せ先
女性支援	女性相談	◆女性相談員が夫等からの暴力、離婚問題、生活相談、家庭問題等の様々な相談に応じます。	郡山市子ども支援課 子ども家庭相談センター TEL024-924-3341 (ニコニコ子ども館5階)
	女性による女性のためのカウンセリング	◆女性の臨床心理士が寄り添い、こころの回復について援助します。	福島県男女共生センター <相談専用電話> TEL0243-23-8320
子ども支援	子どもに関する総合相談	◆子育てや家庭の問題、子どもの養育等に関する相談に応じます。	郡山市子ども支援課 子ども家庭相談センター TEL024-924-3341 (ニコニコ子ども館5階)
	児童虐待・里親制度	◆主に児童虐待や里親制度等に関する相談に応じます。	福島県県中児童相談所 TEL024-935-0611 (郡山市麓山一丁目1番1号)
	交通遺児激励金	◆小学校、中学校若しくは義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者で、父母又はそのいずれかが交通事故により死亡した者に対し、交通遺児1人につき年額85,000円の激励金を支給する制度です。	郡山市セーフコミュニティ課 TEL024-924-2151 (郡山市役所西庁舎3階)

ひとり親家庭への各種支援一覧
 ~すべてのひとり親家庭の皆様へ~
 平成30年4月
 郡山市子ども部子ども支援課
 〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号
 T E L 024-924-3341 F A X 024-933-6665